

令和4年11月14日
部長会議資料

第四次長野市子ども読書活動推進計画（案）に対する 市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について



教育委員会 家庭・地域学びの課

(1) 計画策定の趣旨

本市は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき「長野市子ども読書活動推進計画」（第一次計画：平成19年4月、第二次計画：平成25年4月、第三次計画：平成30年4月）を策定し、子どもの読書活動を推進するための様々な活動に取り組んできました。

今回、第三次計画が令和4年度で満了となること、また、子どもを取り巻く社会環境の変化に即した内容とするため、第三次計画での取組の成果と課題を踏まえ、今後5年間の方向性を示す「第四次長野市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

(2) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

(3) 計画の位置づけ

長野市教育振興基本計画に基づく子どもの読書活動に関する分野の計画
長野市総合計画の個別分野の計画

(4) 第四次長野市子ども読書活動推進計画と関連する計画等

子どもの読書活動の推進に
関する法律

子どもの読書活動の推進に
関する基本的な計画
(第四次 H30～おおむね5年間)

長野県子ども読書活動推進計画
(第四次 R2～おおむね5年間)

第五次長野市総合計画

第三次長野市教育振興
基本計画 (R4～R8)

第四次長野市子ども読書活動推進計画 (R5～R9)

(5) 第三次計画策定後の情勢の変化

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）の策定（平成30年4月）

- ・この計画の推進のための主な方策として、「発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成」「友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める」が挙げられている。
- ・家庭、学校等、地域での方向性が示されるとともに、「子供の読書への関心を高める取組」、「民間団体の活動への支援」、「普及啓発活動」に係る取組が示されている。

第三次長野市教育振興基本計画の策定（令和4年4月）

- ・第三次長野市教育振興基本計画は、長野市教育の基本理念の具現化を目指し、教育施策の基本的方向と基本施策を定めるため策定された。
- ・子ども読書活動推進計画は、この計画の生涯学習分野の個別計画として位置付けられており、成長過程に応じた様々な場面で、施策を進めていくこととしている。

読書バリアフリー法の制定（令和元年6月）

- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が制定、施行された。
- ・視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害によって読書が困難な人々の読書環境整備を目指し、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的として、視覚障害者等の読書環境を整備する責務が定められている。

電子図書館のスタート（令和4年8月）

- ・市町村と県による協働電子図書館、「デジとしょ信州」がスタートした。
- ・全ての住民が、居住する地域や世代の違い、障がいの有無等にかかわらず、いつでも、どこからでも、無償で、必要とする情報（電子書籍）にアクセスできる環境が提供される。
- ・特別な支援を必要とする子どもにとっても読書に親しむ機会の向上につながることを期待される。

(6) 子どもの読書活動を取り巻く課題

- 子どもの読書活動を巡っては、中学生までの読書習慣の形成が不十分である、また高校生になり読書の関心度合いが低下しているといった分析がなされており、これらの分析を踏まえて策定された国の第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成30年4月閣議決定)では、子どもの読書習慣の形成に向けて、乳幼児期から発達段階に応じた効果的な取組を推進することや、友人同士で本を薦め合うなど読書への関心を高める取組を充実させることなどを取組の方向性として掲げています。
- 一方、本市の子どもが読書活動を行う環境は、読書活動を推進するための様々な取組が行われているものの、新たに読書バリアフリー法に基づく特別な支援を要する子どもの読書環境の充実、電子図書館のスタートに伴う周知と利用促進に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による読み聞かせ機会の減少や、おひざで絵本事業の絵本配布率の低下、保護者と子どもと一緒に読書に親しむ機会が不足している状況にあります。

このため、子どもが本に親しみ、自主的に読書を行う習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期から発達段階に応じた効果的な取組を継続するとともに、新たに、子どもを取り巻く環境としてのおとなの読書活動の推進、五感を通して本に親しむ機会の提供、電子図書周知と利用促進、特別な支援を必要とする子どもの読書環境の整備、企業や民間団体との協働などに取り組む必要があります。

(7) 第四次計画の目指すもの（基本的視点）

【基本的視点1】 読書に親しむ環境の充実

子どもが読書の楽しさを知る場である家庭をはじめ、周囲のおとなも本に親しみ一緒に楽しむことができるよう、環境づくりに努めます。

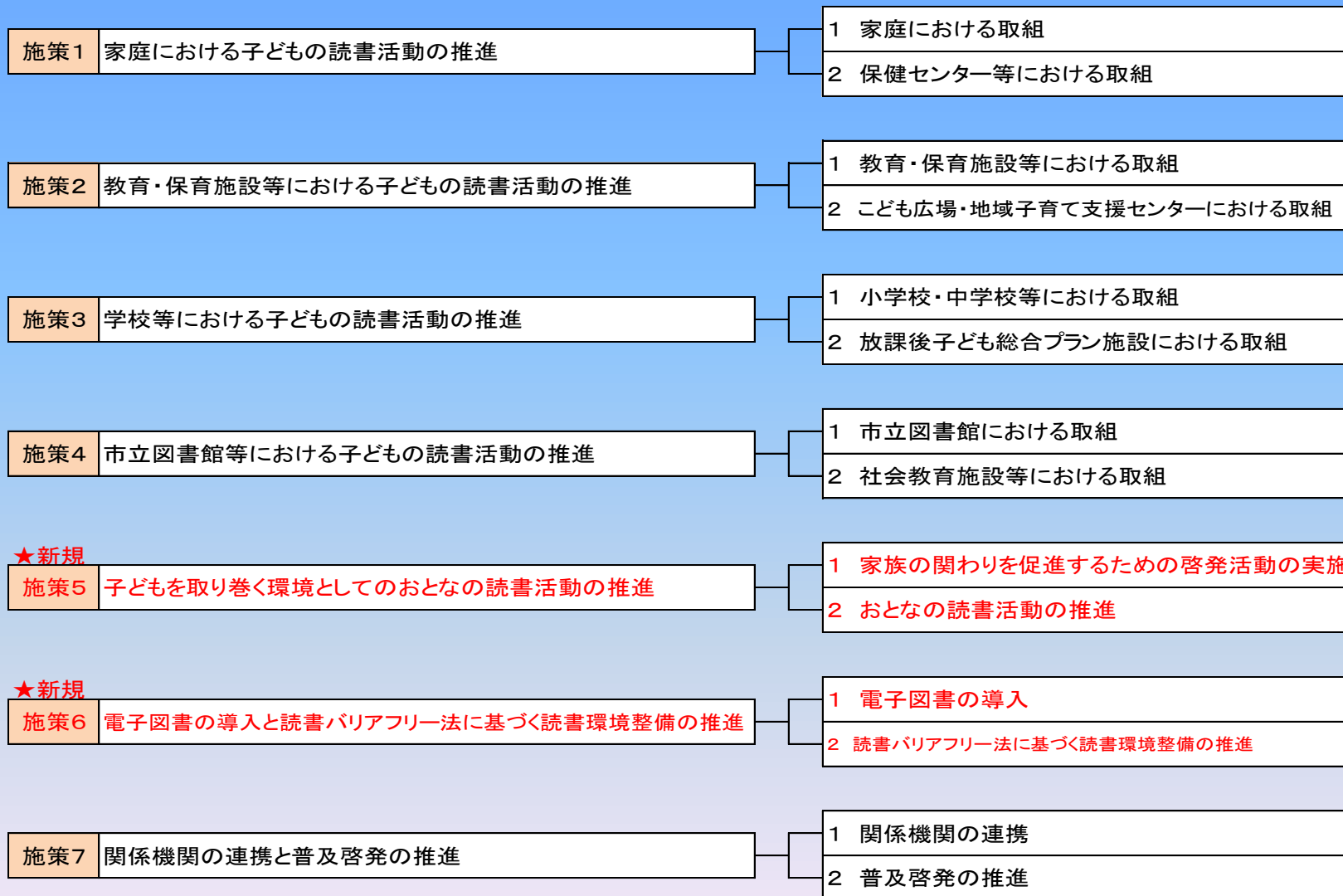
【基本的視点2】 家庭・学校・地域・民間団体の連携の推進

読書を習慣とするために、家庭・学校・地域・民間団体が連携・協力し、積極的に子どもの読書活動を支援します。

【基本的視点3】 読書バリアフリー法と電子図書館の推進

全ての子どもが読書に親しむ環境を確保していくため、読書バリアフリー法に基づく読書環境の整備と、電子図書館を活用した取組を推進します。

(8) 第四次計画の体系



【施策1】家庭における読書活動の推進

1 家庭における取組

(1) 家庭での読書活動の取組への支援

★(2) 実体験を伴う読書と親しむ機会の充実

2 保健センター等における取組

(1) 保健センター等における子ども読書活動への支援

具体的な取組

○おひざで絵本事業の推進・充実

○ブックリストの作成・配布、ホームページ等での紹介

★五感を通して書籍に親しむイベント等の開催

○母子健康手帳等交付時に、妊産婦や保護者へ子どもの読書活動を推進するためのパンフレットを配布 など

【施策2】教育・保育施設等における読書活動の推進

- 1 教育・保育施設等における取組
 - (1) 保育所・幼稚園・認定こども園等における子ども読書活動の充実
- 2 こども広場・地域子育て支援センターにおける取組
 - (1) こども広場・地域子育て支援センターにおける子ども読書活動の充実

具体的な取組

- 保育所・幼稚園・認定こども園・こども広場・地域子育て支援センター等での読み聞かせの実施
- 園だより等での読書に関する情報提供
- 絵本コーナーの充実、絵本の紹介・貸出し
- 職員への読み聞かせ等の研修の実施 など

【施策3】 学校等における読書活動の推進

1 小学校・中学校等における取組

- (1) 読書指導の充実と子どもの自主的読書活動の促進
- (2) 学校図書館図書資料の整備・充実
- (3) 学校図書館の機能充実
- (4) 教職員の読書に関する意識の高揚と研修機会の充実
- (5) 家庭との連携による読書指導の推進
- (6) 地域との連携・協力による読書活動の充実
- (7) 読書を通じた国際感覚形成等の促進

★(8) 特別な支援を必要とする子どもの読書環境の充実

2 放課後子ども総合プラン施設における取組

- (1) 放課後子ども総合プラン施設における子ども読書活動の充実

具体的な取組

- 全校一斉読書の実施
- 読書週間・読書旬間の設定
- 学校図書館の図書資料の充実
- 市立図書館や県立図書館等の利用・連携
- 学校図書館運営に携わる職員の研修機会の充実
- 家庭との連携による読書指導の推進
- ボランティアやPTAによる読み聞かせの実施
- 読書を通じた国際感覚形成等の促進
- ★特別な支援を必要とする子どもの読書環境の充実 など

【施策4】市立図書館等における子どもの読書活動の推進

1 市立図書館における取組

- (1) 子ども対象の読書推進事業の充実
- (2) 児童・青少年向けサービスの充実

★(3) 家庭での読書活動の推進

★(4) 特別な支援を必要とする子どもの読書環境の充実

- (5) 図書館司書の充実
- (6) 資料整備と情報化の推進
- (7) 図書館サービス網の充実
- (8) 読書を通じた国際感覚等の形成

★(9) 学校司書と図書館の連携の充実

2 社会教育施設等における取組

- (1) 市立公民館等における子ども読書活動の充実

具体的な取組

- 子ども向け図書資料の充実、行事の実施
- ブックリスト・児童向け図書館だよりの作成・配布
- 児童書コーナー・青少年向け図書コーナーの整備

★家庭での読書活動の推進

★特別な支援を必要とする子どもの読書環境の充実

★学校と図書館の協力体制の強化

- 公民館等社会教育施設での読み聞かせの実施
- 読書を通じた国際感覚等形成等の促進
- 図書館分室の整備及び利用促進 など

★【施策5】子どもを取り巻く環境としてのおとなの読書活動の推進

★1 家族の関わりを促進するための啓発活動の実施

★2 おとなの読書活動の推進

具体的な取組

○家族の関わりを促進するための啓発活動の実施

★保護者と子どもが読書に親しむ機会の提供

★図書館・図書館分室における企画展示等の実施

★おとな向けブックリストの作成とICTを活用した周知

★おとなが読書に親しむきっかけとしての音声図書の周知

★おとな向けの読書イベントの実施 など

★【施策6】電子図書の導入と読書バリアフリー法に基づく読書環境整備の推進

1 電子図書の導入

- ★(1)アクセシブルな電子図書等の充実
- ★(2)電子図書の周知と利用促進
- ★(3)アクセシブルな電子図書等の作製人材の育成及び養成

2 読書バリアフリー法に基づく読書環境整備の推進

- ★(1)小学校・中学校等における取組 ※再掲
- ★(2)市立図書館における取組 ※再掲
- ★(3)その他の読書環境整備

具体的な取組

- ★電子図書の充実および周知と利用促進
- ★一人一台端末を活用した電子図書の利用推進
- ★子どもにとって使いやすく、コンテンツの充実した電子図書の研究
- ★学校・市立図書館における特別な支援を必要とする子どもの読書環境の充実（※再掲）
- ★アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等の給付 など

【施策7】 関係機関の連携と普及啓発の推進

- 1 関係機関の連携
 - (1) 関係機関の連携
 - (2) 民間団体等との連携・協力
 - ★(3) 出版社や書店などの企業との連携・協力

具体的な取組

- 庁内関係機関の連携
- ★ 企業や民間団体と連携した楽しみながら読書に親しむための取組
- ICTを活用した子ども読書活動の啓発
- 長野市子ども読書デーの周知と啓発活動の実施
- 読書活動推進イメージキャラクターの活用 など

(9) パブリックコメントの実施について

◆募集期間 令和4年12月5日（月）から令和5年1月4日（水）まで

◆計画（案）の閲覧及び「意見用紙」配布窓口

家庭・地域学びの課、行政資料コーナー、各支所、各市立公民館・市交流センター、各市立図書館、長野市生涯学習センター、市ホームページ

◆意見の提出方法（いずれも所定の様式「意見書様式」にて提出）

市ホームページの「ながの電子申請サービス」、持参、郵送、ファクシミリ

提出先：家庭・地域学びの課、各支所、各市立公民館・市交流センター、各市立図書館、長野市生涯学習センター

◆意見等の公表

提出いただいた意見等への個別の回答は行わない。
後日、検討結果を市ホームページなどで公表する。

今後の予定

月 日	スケジュール内容
1月中旬	パブリックコメントの意見検討
下旬	長野市子ども読書活動推進計画策定委員会答申
2月上旬	計画決定 【教育委員会・部長会議】
中旬	市議会報告
4月	第四次長野市子ども読書活動推進計画スタート